

○豊見城市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例

平成19年 9 月28日 条例第24号

改正

平成19年12月28日 条例第33号

平成25年10月 7 日 条例第27号

平成26年 3 月11日 条例第 4 号

平成26年 9 月19日 条例第22号

平成30年 6 月 8 日 条例第17号

令和元年 6 月10日 条例第16号

令和 2 年12月15日 条例第27号

令和 3 年12月 9 日 条例第18号

令和 4 年 3 月22日 条例第 8 号

令和 4 年12月27日 条例第25号

豊見城市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童の放課後の育成及び指導をすることにより、児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブを設置する。

(施設の名称等)

第 2 条 放課後児童クラブ施設の名称、位置及び定員は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	定 員
長嶺児童クラブ	豊見城市字饒波1018番地	73人
豊崎児童クラブ	豊見城市字豊崎 1 番地406	54人
ゆたか児童クラブ	豊見城市字豊見城601番地 1	40人
上田児童クラブ	豊見城市宜保一丁目 1 番地 4	40人
とよみ児童クラブ	豊見城市字高安1132番地 2	40人
豊見城児童クラブ	豊見城市字高嶺589番地39	40人
伊良波児童クラブ	豊見城市字伊良波339番地 1	40人
座安児童クラブ	豊見城市字渡橋名26番地 1	40人

(事業)

第3条 放課後児童クラブは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定に関すること。
- (2) 遊びの活動への意欲及び態度の形成に関すること。
- (3) 遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の向上に関すること。
- (4) 児童の遊びの活動状況の把握及び家族への連絡に関すること。
- (5) その他児童の健全育成上必要な事業に関すること。

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に放課後児童クラブの施設の管理を行わせるものとする。

(対象児童)

第5条 放課後児童クラブに入所することができる児童は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 豊見城市内に住所を有している児童
- (2) 市立小学校に就学している児童
- (3) 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童

2 前項の規定にかかわらず、市立小学校に就学している児童であつて規則で定めるものは、入所することができるものとする。

(休所日)

第6条 放課後児童クラブの休所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、これらの日に開所し、又は別に休所日を定めることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(開所時間)

第7条 放課後児童クラブの開所時間は、正午から午後6時30分までとする。ただし、学校の休業日（その日が前条の休所日に当たる日を除く。）にあつては、午前8時から午後6時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、開所時間を変更することができる。

(入所の承認)

第8条 放課後児童クラブに入所しようとする児童の保護者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の承認をしないことができる。

(1) 当該児童が心身に著しい障害を有し、集団における指導に耐えることができないとき。

(2) 当該児童が疾病その他の理由により、入所に適さないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、その入所が管理運営上支障があるとき。

3 指定管理者は、第2条の表の右欄に定める定員を超えて児童を入所させてはならない。ただし、市長が特に必要と認める者については、豊見城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年豊見城市条例第25号）第9条の規定の範囲において定員を超えて児童を入所させることができる。

(保育料等)

第9条 放課後児童クラブに入所した児童（以下「入所児童」という。）の保護者は、指定管理者に放課後児童クラブの利用に係る料金（以下「保育料」という。）を納付しなければならない。この場合において、保育料は、指定管理者の収入とする。

2 保育料は、入所児童1人につき別表に掲げる額を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、前2項に掲げる保育料のほか、おやつ代、昼食代、教材費、保険料等児童の健全育成を図るために必要な費用を保護者から徴収することができる。この場合において、指定管理者は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、当該必要な費用の額を定めなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条に規定する事業に関する業務

(2) 第8条に規定する入所の承認に関する業務

(3) 放課後児童クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第11条 第4条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書及び事業計画書を

添えて市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから、第10条の業務を最も適切に行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 市民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が放課後児童クラブの効用を最大限に発揮することができるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った放課後児童クラブの管理を安定して行う能力を有し、かつ、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) その他第3条の事業を円滑に実施するために十分な能力を有するものであること。

(協定の締結)

第13条 市長は、指定管理者と放課後児童クラブの管理に関する協定を締結するものとする。

(指定管理者の指定の取消し等)

第14条 市長は、指定管理者の責めに帰すべき理由その他の理由により当該指定管理者による管理を継続することが困難と認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

(指定管理者の指定又は取消しの告示)

第15条 市長は、第12条の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は前条の規定によりその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第16条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の中途において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 放課後児童クラブの管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 保育料等の収入の実績
- (3) 放課後児童クラブの管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による放課後児童クラブの管理の実態を把握するために必要な事項

(損害賠償義務)

第17条 指定管理者が、故意又は重大な過失により放課後児童クラブの施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第18条 指定管理者又は放課後児童クラブの業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講ずるよう配慮するとともに、放課後児童クラブの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。従事者の職務を退いた後においても同様とする。

(市長による管理)

第19条 第4条の規定にかかわらず、市長は、指定管理者が放課後児童クラブの管理に係る業務を行うことができないと認めるときは、当該業務を行うことができる。

2 前項の規定により市長が放課後児童クラブの管理に係る業務を行う場合におけるこの条例の適用については、第6条から第9条第1項までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条第2項中「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、第9条第3項及び第10条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(規則への委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定及び入所の承認に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成19年12月28日条例第33号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月7日条例第27号）

改正

平成26年3月11日条例第4号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成27年4月30日までの間において規則で定める日から施行する。(平成27年規則第24号で平成27年4月1日から施行)

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日前になされた、豊崎児童クラブに係る改正前の豊見城市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例第8条及び第9条に規定する放課後児童クラブの入所の承認等の手続並びに同条例第11条から第13条までに規定する放課後児童クラブの指定管理者の指定に関する手続その他必要な行為は、改正後の豊見城市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成26年3月11日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年9月19日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月30日までの間において規則で定める日から施行する。(平成27年規則第25号で平成27年4月1日から施行)

(準備行為)

- 2 ゆたか児童クラブに係る改正前の豊見城市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例第8条及び第9条に規定する放課後児童クラブの入所の承認等の手続並びに同条例第11条から第13条までに規定する放課後児童クラブの指定管理者の指定に関する手続その他必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成30年6月8日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の表上田児童クラブの項を加える改正規定は、公布の日から平成31年4月30日までの間において規則で定める日から施行する。(平成31年規則第12号で平成31年4月1日から施行)

(準備行為)

- 2 改正後の第2条の表上田児童クラブの項の規定に関する指定管理者の指定及び入所の承認に関する手続その他この規定の施行に必要な準備行為は、当該規定の施行日前においても行うことができる。

附 則（令和元年 6 月10日 条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から令和 2 年 4 月30日までの間において規則で定める日から施行する。

（令和 2 年規則第 8 号で令和 2 年 4 月 1 日から施行）

（準備行為）

- 2 改正後の第 2 条の表とよみ児童クラブの項の規定に関する指定管理者の指定及び入所の承認に関する手続その他この規定の施行に必要な準備行為は、当該規定の施行日前においても行うことができる。

附 則（令和 2 年12月15日 条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から令和 3 年 4 月30日までの間において規則で定める日から施行する。

（令和 3 年規則第 6 号で令和 3 年 4 月 1 日から施行）

（準備行為）

- 2 改正後の第 2 条の表豊見城児童クラブの項の規定に関する指定管理者の指定及び入所の承認に関する手続その他この規定の施行に必要な準備行為は、当該規定の施行日前においても行うことができる。

附 則（令和 3 年12月 9 日 条例第18号）

改正

令和 4 年 3 月22日 条例第 8 号

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（令和 4 年規則第19号で令和 4 年 7 月21日から施行。ただし、第 2 条の表に伊良波児童クラブの項を加える改正規定は同月29日から施行）

（1）次項及び附則第 4 項の規定 公布の日

（2）附則第 3 項の規定 令和 4 年 4 月 1 日

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の豊見城市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第 2 条の表伊良波児童クラブの項及び座安児童クラブの項の規定に係る指定管理者の指定及び入所の承認に関する手続その他の必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施

行日」という。)前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日までの間は、新条例第2条の施設で行う予定の事業は、次の各号に掲げる施設に応じ、それぞれ当該各号に掲げる代替施設で実施する。

(1) 伊良波児童クラブ 豊見城市立中央図書館(豊見城市字伊良波392番地)

(2) 座安児童クラブ 座安こども園(豊見城市字座安55番地2)

- 4 前項の規定に係る必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則 (令和4年3月22日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年12月27日条例第25号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第9条関係)

区分		単位期間	金額	長期休業期間の利用加算
年間を通して利用する場合(年度途中の利用又は中止を含む。)		1月	8,000円	夏季 5,000円 冬季 2,000円 学年末 1,000円 学年始 1,000円
学校休業日の期間中に限り利用する場合	夏季休業日	夏季休業日の期間	18,000円	
	冬季休業日	冬季休業日の期間	4,500円	
	学年末休業日	学年末休業日の期間	3,000円	
	学年始休業日	学年始休業日の期間	3,000円	
第6条に定める休所日に開所がある場合	年間を通して利用している利用者	1日	1,500円	
	上記以外	1日	2,000円	
一時利用(月7日以内)		1日	500円	500円

ただし、実施可能なクラブのみ			
----------------	--	--	--